

協会けんぽ 栃木支部からのお知らせ

職場内での回覧、
掲示をお願いいたします



傷病手当金支給申請書(事業主記入用)の記入上の注意点

協会けんぽでは、令和5年1月に各種申請書の様式を変更しております。今回は、傷病手当金支給申請書3ページ目(事業主記入用)のうち、特に記入もれや記入誤りが多い箇所についてご説明いたします。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ

事業主記入用

労務に服することができなかった期間(申請期間)の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名(カタカナ) **キョウカイ タロウ**

姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点(・)、半濁点(゜)は1字としてご記入ください。

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。[年][月]については出勤の有無に関わらずご記入ください。

令和	06	年	04	月	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	
					16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

申請期間に対応した年月をご記入ください。未記入の場合は返戻いたします。

申請期間中の出勤日のみ【○】をご記入ください。(公休「公」、欠勤「×」、有給「△」の表示は不要です。)

2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。
※有給休暇の場合の賞金、出勤等の有無に関わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等現物支給しているもの等

例	令和	05	年	02	月	01	日	から	05	年	02	月	28	日	30000	円
①	令和	06	年	04	月	01	日	から	06	年	04	月	03	日	30000	円
②	令和	06	年	04	月	01	日	から	06	年	04	月	30	日	10000	円

勤務状況が○以外の日(出勤していない日)に対して報酬を支給した場合、支給期間と支給額をご記入ください。申請期間中に報酬の支給がない場合、期間や金額(0円)の記入は不要です。

記入例① 令和6年4月1日から令和6年4月3日まで有給休暇取得
⇒支給額30,000円(10,000円/日)

①	令和	06	年	04	月	01	日	から	06	年	04	月	03	日	30000	円
---	----	----	---	----	---	----	---	----	----	---	----	---	----	---	-------	---

記入例② 通勤手当を欠勤控除せずに支給
⇒支給額10,000円(10,000円/月)

②	令和	06	年	04	月	01	日	から	06	年	04	月	30	日	10000	円
---	----	----	---	----	---	----	---	----	----	---	----	---	----	---	-------	---

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地 **栃木県宇都宮市△△1-2-3**

事業所名称 **〇〇株式会社**

事業主氏名 **健保 三郎**

電話番号 **028-xxxx-xxxx**

令和 **06** 年 **06** 月 **01** 日

「療養担当者記入用」は4ページ目に続きます。▶▶▶

申請書
(新様式)の
書き方動画は
こちらから↓



健診は受けた後
が大切です！

対象となられた方は、**特定保健指導**を受けましょう！



特定保健指導とは、健診の結果、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善で予防が期待できると判定された方に対し、生活習慣病発症を防ぐため、保健師や管理栄養士が食事・運動などの生活習慣の改善を継続的にサポート・アドバイスするものです。一人一人のライフスタイルや体の状態に合わせて、寄り添って一緒に生活習慣の改善を行います。重篤な生活習慣病を引き起こす前に、保健師や管理栄養士とともに早期に生活習慣の改善に取り組みましょう！

健診を受診した40歳以上の方で、下記に該当した方が対象になります

以下のいずれかに該当した場合

腹囲

男性 85cm以上
女性 90cm以上

BMI

25以上



以下のリスクに1つでも該当した場合

血糖

・・・空腹時血糖100mg/dl以上
またはHbA1c5.6%以上

脂質

・・・空腹時中性脂肪150mg/dl
(随時中性脂肪175 mg/dl) 以上
またはHDLコレステロール40mg/dl未満

血圧

・・・収縮期血圧130mmHg以上
または拡張期血圧85mmHg以上

※ 保有するリスクの数と喫煙の有無によってサポート内容(動機付け支援、積極的支援)が変わります。

※ 高血圧・糖尿病・脂質異常症の治療に係る薬を服用されている方は保健指導の対象とはなりません。健診時の問診票で確認しますので、正確にご記入ください。

対象になられた方の保健指導の受け方

協会けんぽの保健師・管理栄養士が事業所を訪問

①保健指導に関する案内の送付

健診受診後約2~3か月後に事業所宛に保健指導のご案内を郵送いたします。

②日程調整

案内に同封しております「日程調整票」にご記入のうえ、FAXでご回答ください。内容を確認次第、協会けんぽよりお電話を差し上げます。

③事業所にて面談

保健師または管理栄養士が事業所へ訪問いたします。お一人30分程度の面談で生活習慣改善に向けた目標設定・アドバイス等を行います。

面談後、保健師または管理栄養士の継続的な支援のもと、3~6か月かけて生活習慣改善のサポートを行います。

下記の方法でも保健指導を実施しています

健診機関にて

健診を受診した健診機関で保健指導を受けることが出来ます。また、健診機関が健診当日に保健指導の案内を行う場合もございます。詳しくは健診機関にご確認ください。(健診機関によっては、保健指導を受けられない場合があります。)

協会けんぽ栃木支部が業務委託している外部専門機関にて

協会けんぽ栃木支部が委託している下記の専門機関が保健指導を行います。専門機関から、事業所またはご本人様宛に案内が届きます。リモート面談にも対応していますので、時間や場所を選ばずに保健指導を受けていただくこともできます。

<委託専門機関>

株式会社 カワチ薬品	ソシオ・フューチャー 株式会社
事業所訪問等で保健指導を実施	ICTを活用した遠隔面談で保健指導を実施



※個人情報の取り扱い

業務の委託にあたっては「委託業務の遂行に必要な範囲に限り使用し、他の目的には一切使用しない」旨の契約を交わす等、個人情報保護法を遵守し実施しております。

お問い合わせ先 保健グループ 028-616-1695



全国健康保険協会 栃木支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

☎ 028-616-1691 (代表)

●保険証・健康保険給付・任意継続……☎028-616-1693

●健診・特定保健指導……☎028-616-1695

●レセプト・医療費のお知らせ……☎028-616-1694

●保険料率・ジェネリック医薬品……☎028-616-1692

毎月配信
登録無料

栃の葉ヘルシーメールに
ご登録ください!!



協会けんぽ栃木支部では、メールマガジンを活用した健康経営の普及に取り組んでいます。健康保険の各種事務手続きに関する情報や日々健康に過ごすために役立つ季節の健康情報などをお届けします。どなたでもご利用いただけますので、お気軽にご登録ください。右の二次元コードを読み取ってご登録ください。

